

公開買付説明書の訂正事項分 (3回目)

2020年3月

株式会社シティインデックスイレブンス
(対象者：東芝機械株式会社)

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分(以下「本訂正事項分」といいます。)に係る公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第2章の2第1節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の9第3項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社シティインデックスイレブンス
【届出者の住所又は所在地】	東京都渋谷区東三丁目22番14号
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区東三丁目22番14号
【電話番号】	03-3486-5757
【事務連絡者氏名】	代表取締役 福島 啓修
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社シティインデックスイレブンス (東京都渋谷区東三丁目22番14号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社シティインデックスイレブンスをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、東芝機械株式会社をいいます。なお、東芝機械株式会社は、2020年4月1日に、その商号を「芝浦機械株式会社」に変更いたします。

(注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注4) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【公開買付説明書の訂正の理由】

対象者から主として2020年3月9日付で「株式会社シティインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けに係る訂正公開買付届出書の提出について」、2020年3月13日付で「3月13日付けで当社より株式会社オフィスサポート及び株式会社シティインデックスイレブンスへ送付した質問状について」及び2020年3月18日付で「3月18日付けで当社より株式会社オフィスサポートに送付した書簡に関するお知らせ」と題する適時開示文書が公表されたことに伴い、2020年1月21日付で提出した公開買付届出書(2020年2月18日付及び2020年3月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の9第3項及び府令第24条第5項の規定に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

2 【訂正事由】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(3) 本公開買付け成立後の株券等の追加取得の予定

II 公開買付届出書の添付書類

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

その後、公開買付者グループは、本公開買付けに係る公開買付届出書の提出後現在に至るまで、対象者に対し合計20通の書簡及び電子メールを送付し、対象者と建設的な協議を行うべく対応を促して参りました。対象者とのやり取りの詳細は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

<中略>

なお、公開買付者は、2020年3月4日、新買収防衛策に係る臨時株主総会において付議議案(「第1号議案 買収防衛策の導入に係る承認の件」及び「第2号議案 新株予約権の無償割当ての件」、以下「本付議議案」といいます。)がいずれも承認可決された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の事情が生じたことを条件として本公開買付けを直ちに撤回する旨を決定いたしました。

(訂正後)

<前略>

その後、公開買付者グループは、本公開買付けに係る公開買付届出書の提出後現在に至るまで、対象者に対し合計26通の書簡及び電子メールを送付し、対象者と建設的な協議を行うべく対応を促して参りました。対象者とのやり取りの詳細は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。

<中略>

このような状況を踏まえ、公開買付者は、2020年3月4日、新買収防衛策に係る臨時株主総会において付議議案(「第1号議案 買収防衛策の導入に係る承認の件」及び「第2号議案 新株予約権の無償割当ての件」、以下「本付議議案」といいます。)がいずれも承認可決された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の事情が生じたことを条件として本公開買付けを直ちに撤回する旨を決定いたしました。

また、2020年3月18日付で対象者より受領した書簡(以下「3月18日付対象者書簡」といい、その詳細は、下記「(2) 本公開買付けを決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。)を受けて、公開買付者は、2020年3月18日、対象者において新買収防衛策に係る臨時株主総会の開催日である2020年3月27日より前に約120億円以上の自己株式取得の取締役会決議がなされた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の事情が生じたことを条件として本公開買付けを直ちに撤回する旨を決定いたしました。

そして、同日、本公開買付けの特別関係者であるオフィスサポートとエスグラントコーポレーションは、新買収防衛策に係る臨時株主総会の開催日である2020年3月27日より前に、対象者による約120億円以上の自己株式取得がなされる場合、その保有する対象者株式について対象者から売却の要請があり、かつ、その条件が合理的であって、その保有する対象者株式を売却することが対象者の株主価値向上に資すると判断したときは、対象者との協議に真摯に応じることを決定いたしました。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

その後、公開買付者グループは、本公開買付けに係る公開買付届出書の提出後現在に至るまで、下記のとおり、対象者に対し合計20通の書簡及び電子メールを送付し、対象者と建設的な協議を行うべく対応を促して参りました。

<中略>

なお、公開買付者は、2020年3月4日、新買収防衛策に係る臨時株主総会において本付議議案がいずれも承認可決された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の事情が生じたことを条件として本公開買付けを直ちに撤回する旨を決定いたしました。

<後略>

(訂正後)

<前略>

その後、公開買付者グループは、本公開買付けに係る公開買付届出書の提出後現在に至るまで、下記のとおり、対象者に対し合計26通の書簡及び電子メールを送付し、対象者と建設的な協議を行うべく対応を促して参りました。

<中略>

このような状況を踏まえ、公開買付者は、2020年3月4日、新買収防衛策に係る臨時株主総会において本付議議案がいずれも承認可決された場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の事情が生じたことを条件として本公開買付けを直ちに撤回する旨を決定いたしました。

そして、公開買付者グループは、2020年3月9日、公開買付者の親会社であるオフィスサポートを差出人として、対象者に対して本公開買付け開始後5通目(電子メールを含めて合計21通目)の書簡(以下「3月9日付書簡」といいます。)を送付しました。3月9日付書簡において、オフィスサポートは、対象者に対して、大要、以下のように伝えました。3月9日付書簡の詳細は、オフィスサポートが同社ホームページで公開した2020年3月9日付の公開文書又は対象者が同社ホームページで公開した同日付の公開文書をご参照ください。

- ・株主の意見を尊重するため、新買収防衛策に係る臨時株主総会において過半数の議決権を有する株主の皆様が本付議議案に賛成した場合は、2020年3月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書に記載の通り、本公開買付けに係る公開買付届出書に記載の撤回事由が生じたことを条件に、公開買付者による本公開買付けを直ちに撤回することを決定したこと。
- ・対象者経営陣が公開買付者グループとの建設的な対話に真摯に応じることなく、株価を大変割安に放置されていたことから本公開買付けの実施に至ったのであり、対象者経営陣が真摯に企業価値向上及び株主価値向上に取り組むことにより、株主の皆様が株価純資産倍率(PBR)1倍以上の株価を実現していただければ、本来は公開買付者による本公開買付けの実施の必要性はなかったこと。
- ・公開買付者グループは、対象者が企業価値及び株主価値に対する責任を真摯に捉え、コーポレート・ガバナンスの向上のために「前進」するよう努力されていることを評価していること。また、公開買付者グループは、株主価値向上策とはROE向上策であり、目標値であるROE8.5%を実現されれば、必然的に株価は向上していくと考えていること。
- ・新買収防衛策に係る臨時株主総会において過半数の議決権を有する株主の皆様が本付議議案に反対した場合は、公開買付者グループがこれまで訴えてきたROE経営の姿(必要な自己資本は400億円から500億円程度、自己株式と投資対象先を比較し、最も割安な投資先に投資する。)が過半数の議決権を有する株主の皆様が望む対象者の姿であるということになり、コーポレートガバナンス・コード基本原則5「株主との対話」に則り、対象者の最適な資本政策について公開買付者グループと建設的な対話を行っていただきたいこと。

- ・株主の皆様が新買収防衛策に反対した結果を重く受け止め、対象者が保有するニューフレア株式の売却キャッシュフローの内、特別配当を除く最低約120億円について株主の皆様へ還元する策を実施することを、可及的速やかに(遅くとも2020年3月27日開催予定の臨時株主総会終了後直ちに)発表していただきたいこと。
- ・最も重要なことは、公開買付者グループと対象者が対立することではなく、対象者が、対象者の全株主のために、持続的な企業価値向上及び株主価値向上を実現することであると考えていること。
- ・本付議案が株主の皆様によって否決され、本公開買付けを撤回することなく予定通り終了した場合であっても、公開買付者グループは、上記還元策を実施していただける限り、基本的には、対象者の2020年度定時株主総会の取締役選任議案に賛成する方針であること。
- ・また、本公開買付けの目的は、「公開買付者グループの議決権割合を増やすことにより対象者に対して適切な経営を働きかけること」にあります。対象者経営陣の皆様による主体的な株主価値向上策が真に実現されるのであれば、その目的は達成されるものと考えていること。
- ・その場合、本公開買付けは、対象者の経営権を取得する意図を有するものではないため、公開買付者グループとしては、対象者の株価が株価純資産倍率(PBR)1倍程度であれば、仮に本公開買付け成立後に公開買付者グループの議決権保有割合が3分の1を超えることとなった場合、公開買付者グループの対象者に対する議決権保有割合を3分の1程度に至るまで低下させることを検討することも可能であること。
- ・対象者のような合従連衡が起こりうる業界については、M&Aや業界再編による規模の追求は企業の成長戦略として有効であり、株主価値向上及び全てのステークホルダーの価値最大化に繋がるのであれば、公開買付者グループとして基本的に賛成すること。

また、公開買付者グループは、同日、対象者より「公開買付者に対する質問状」と題する書面(以下「3月9日付対象者質問状」といいます。)を受領しました。3月9日付対象者質問状には、大要、以下の質問が記載されておりました。3月9日付対象者質問状の詳細は、オフィスサポートが同社ホームページで公開した2020年3月9日付「公開買付者に対する質問状」と題する公開文書又は対象者が同社ホームページで公開した同日付「株式会社シティインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けに係る訂正公開買付届出書の提出について」と題する公開文書をご参照ください。

- (i) 公開買付者グループが、株主還元の要請について、従来の方針を変更したと解すればよいのかどうか(具体的には300億円の自社株買いや4年間に亘る総還元性向100%の株主還元の要求は取り下げたのか否か)、端的に回答頂きたいこと。
- (ii) 3月9日付書簡において、「本公開買付けは、対象者の経営権を取得する意図を有するものではありませんので、公開買付者グループとしては、対象者株価が株価純資産倍率(PBR)1倍程度であれば公開買付者グループの対象者に対する議決権保有割合を3分の1程度に至るまで低下させることを検討することも可能です。」と記載されている内容は、3月6日に公開買付者より提出された訂正公開買付届出書の内容と相違があると考えているが、見解を回答頂きたいこと。
- (iii) 複数の報道関係者より、公開買付者グループが近日中に報道機関等に対して説明会の開催を予定しているとの情報を得たこと。公開買付者の代表取締役に加え、本公開買付け実施前の共同保有者がスピーカーとして参加されるとの情報を入手しているが、どのような立場で参加されるのか。公開買付者グループそれぞれが「別個の事業を営む別個の法人であり、形式的にも実質的にも一体ではない」としているが、この回答について、わかりやすく説明いただきたいこと。

更に、3月9日付対象者質問状には、本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正等の対応が必要であれば、迅速かつ適切な対処を強く要請する旨も記載されておりました。

公開買付者グループは、2020年3月11日、公開買付者の親会社であるオフィスサポートを差出人として、対象者に対して本公開買付け開始後6通目(電子メールを含めて合計22通目)の書簡(以下「3月11日付書簡」といいます。)を送付しました。3月11日付書簡において、オフィスサポートは、対象者に対して、大要、以下のように伝えました。3月11日付書簡の詳細は、オフィスサポートが同社ホームページで公開した2020年3月11日付の公開文書又は対象者が同社ホームページで公開した同日付の公開文書をご参照ください。

- ・3月9日付書簡にも記載した通り、公開買付者グループは、本公開買付けの実施を機に、対象者経営陣の皆様が企業価値及び株主価値に対する責任を真摯に捉え始めたことを評価していること。
- ・経営改革プランを策定し、対象者経営陣が「不転退の決意と覚悟を持って邁進する所存」と表明され、これまでの対象者のステークホルダーに対する不誠実な経営や、それによるリストラの実施に対して役員として責任を取られ、役員報酬の一部を自主返上されたことは大きな前進と考えていること。公開買付者グループとしては、対象者経営陣がROE目標8.5%を達成すれば必然的に株価は向上していくものと考えていること。そもそも、本公開買付けを実施した目的は、対象者のコーポレート・ガバナンス向上にあるところ、本公開買付けの実施により、一定の成果が出たのではないかと考えていること。
- ・公開買付者グループは、コーポレートガバナンス・コード基本原則5「株主との対話」に則り、対象者と建設的な対話を望んでいること。対象者が発表された中期経営計画について、対象者は他の機関投資家に個別に説明されている一方で、公開買付者グループに対しては、未だに説明の機会をいただけていないこと。
- ・株主としての立場において他の機関投資家と異なる取り扱いを受ける合理的理由はないものと考えているので、対象者経営陣の皆様に対し、公開買付者グループとの対話の機会を設けて頂くよう改めてお願いしたいこと。
- ・対象者からの質問に対する回答について説明が必要な点があれば、対象者経営陣の皆様にご直接説明いたしますので、公開買付者グループとの対話の機会を設けていただきたいこと。
- ・公開買付者グループは対象者とむやみに敵対し、徒に紛争を拡大させることは望んでいないこと。公開買付者グループと対象者の対立で、最も得をするのは対象者のアドバイザーであること。3月9日付対象者質問状も対象者のIR関連業務を担当されるアドバイザーが作成されたものと思料するが、対象者の企業価値及び株主価値向上に資するものとは言えず、あまり意味のある内容とは思えないこと。
- ・これらアドバイザーが対象者に対してどのようなアドバイスをされているのかは定かではないが、本来であれば不必要な費用が浪費され、株主価値が毀損されるような状況は回避すべきではないか疑問を抱いていること。
- ・公開買付者グループが望むことはたった一つ、対象者が真摯に企業価値向上及び株主価値向上に取り組むことにより、株価純資産倍率(PBR)1倍以上の株価を実現していただくこと。
- ・3月9日付対象者質問状に対して以下のとおり回答すること。
 - (i)対象者の資本政策を決定されるのは対象者取締役の皆様であり、公開買付者グループは、一株主に過ぎない。株主としての立場で、対象者の上場企業としてのあるべき姿をお伝えし続けている。公開買付者グループは、本公開買付けの実施後である2020年2月4日に、対象者において新たな中期経営計画が公表されたことから、その内容を検討し、公開買付者グループが考える対象者の適正な自己資本の水準を踏まえ、対象者のROE向上の観点から、まずは対象者が保有するニューフレアテクノロジー株式の売却キャッシュフローの内、特別配当を除く最低約120億円を余剰資金として株主の皆様へ還元して頂きたい旨の提案を改めてさせていただいた。従って、新しい中期経営計画を踏まえた現時点における公開買付者グループの対象者に対する提案は、上記120億円の株主還元となる。その後は、対象者が新しく策定された経営改革プランに基づいて行おうとされている投資の状況も踏まえつつ、コーポレートガバナンス・コード基本原則5「株主との対話」に則り、対象者の最適な資本政策について公開買付者グループと建設的な対話を行って頂きたいと考えている。なお、新しい中期経営計画について、対象者は他の機関投資家に個別に説明されている一方で、公開買付者グループに対しては、未だに説明の機会をいただけていない。対象者から中期経営計画の説明がない中、公開買付者グループとして合理的と考える提案をさせていただいているが、対象者経営陣の皆様に対し、公開買付者グループとの対話の機会を設けて頂くよう改めてお願いする。

(ii) 3月9日付書簡は、公開買付者による2020年3月6日付「公開買付届出書の訂正届出書」の提出後に送付されたものであり、当該訂正届出書の記載内容に当該書簡の内容が反映されていないのは当然であること。現時点において具体的に確定しているものではないが、本公開買付け後の公開買付者グループの議決権保有割合を低下させることを検討することも可能と判断したのも、当該訂正届出書の提出後であること。3月9日付書簡の内容は、必要に応じて、当該訂正届出書の提出後に発生した事実として、追って、今回の対象者とのやり取り等を含めて新たな訂正届出書に記載して提出する予定であること。

(iii) 本公開買付け実施前の共同保有者は、オフィスサポートの共同保有者として2018年11月20日から対象者株式に投資した方であるところ、機関投資家からオフィスサポートに対して、本公開買付け実施前の共同保有者に当初対象者を投資対象にした理由について話してもらえないか、との要望があったため、オフィスサポートから本公開買付け実施前の共同保有者に対し、そのテーマで話してほしいと依頼し、お引き受けいただいたものであること。対象者に対する提案内容等については、オフィスサポートから説明を行う予定であること。村上氏と公開買付者グループに関しては、対象者の質問の前提が事実誤認であることは、公開買付者が提出した対質問回答報告書から明らかであり、対象者におかれては、一般株主に誤解を与えるような言動は控えていただきたく、お願い申し上げます。

公開買付者グループは、2020年3月12日、対象者より書簡(以下「3月12日付対象者質問状」といいます。)を受領しました。3月12日付対象者質問状には、大要、以下の質問が記載されておりました。3月12日付対象者質問状の詳細は、オフィスサポートが同社ホームページで公開した2020年3月12日付の公開文書又は対象者が同社ホームページで公開した同日付「株式会社オフィスサポートから3月11日付けで送付された当社取締役会に対する書簡への回答に関するお知らせ」と題する公開文書をご参照ください。

- ・対象者からの質問を意味のある内容とは思えない、とされたことは残念であること。
- ・経営改革プランを「評価」し、ROE目標達成により「必然的に株価は向上していくものと考えている」とのことであるが、そうであればなぜ経営改革プランの公表を待たずに本公開買付けを実施したのか疑問であること。
- ・対象者の成長投資の原資の一部を120億円の株主還元として要求しながら、対象者経営陣の経営方針を支持するということは、論理的に両立し難い行動と考えていること。
- ・方針が二転三転するようであれば、最大約44%の対象者株式を取得し、実質的に対象者の経営権を取得することを旨とする公開買付者として相応しくないと考えていること。
- ・中期経営計画について、対象者から説明を受けていないとのことであるが、2020年2月4日開催の決算説明会において所定の時間を大幅に超過する中で、公開買付者グループの質問について対応したこと。
- ・2020年2月4日開催の決算説明会に参加できなかった機関投資家に対して個別に説明していることで、当該株主様の対応が優先となること。国内・海外双方の機関投資家株主から、対象者の経営改革プランの方向性と、それらの施策が着実に実行に移っていることについて高い評価を頂いていること。
- ・対象者として本公開買付けが「経営方針なき強圧的TOB」と考えているところ、これがプラン実行の阻害要因となることについて機関投資家株式から理解を頂いていること。多くの投資家から、経営改革プランにおける利益率の改善見込み、キャッシュフローの明確化、環境領域などの成長分野への積極投資・M&A戦略、海外売上への成長余地などに期待を寄せる投資家が多く、ガバナンス体制の在り方について建設的な意見を多数いただいていること。
- ・公開買付者との対話については、近日中に公開買付者が提出する予定の訂正公開買付届出書の内容を確認した上で、実施タイミングを検討したいと考えていること。

なお、3月12日付対象者質問状を拝領した際の電子メールには、対象者より、以下の内容が付記されていた。

- ・オフィスサポートより対象者との面談について問い合わせ頂いているが、対象者と公開買付者グループの対話について、本公開買付けが撤回されているわけでもなく、現状の書簡のやり取りを踏まえると建設的な対話ができるとは思えないので申し出についてはお断りする。

公開買付者グループは、2020年3月13日、対象者より「公開買付者に対する質問状」と題する書面(以下「3月13日付対象者質問状」といいます。)を受領しました。3月13日付対象者質問状には、大要、以下の質問が記載されており、3月13日付対象者質問状の詳細は、オフィスサポートが同社ホームページで公開した2020年3月13日付「株式会社オフィスサポート及び株式会社シティインデックスイレブンスに対する質問状」と題する公開文書又は対象者が同社ホームページで公開した同日付「3月13日付けで当社より株式会社オフィスサポート及び株式会社シティインデックスイレブンスへ送付した質問状について」と題する公開文書をご参照ください。

- ・公開買付者ではなく、公開買付者の親会社であるオフィスサポートが、Twitterやウェブサイト、株主向けの資料等で、新買収防衛策に係る臨時株主総会の議案に対して反対を呼び掛けている理由を教えてください。
公開買付者には、代表者以外に、専務作業に従事する役員はいないのか確認したいこと。
- ・公開買付者が表に出てきてないが、どのような理由があるのか確認したいこと。株式会社エクセルと加賀電子株式会社の経営統合に関して、公開買付者は、株式会社エクセルを2020年4月1日をもって現金対価とする株式交換により完全子会社化することと何か関係があるのか確認したいこと。
- ・村上氏のために本公開買付けを行っているように考えざるを得ないが、公開買付者を本公開買付けの主体としている理由を教えてください。
- ・オフィスサポートの親会社である株式会社ATRAの実質的な支配者や株主構成を教えてください。
- ・外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。その後の改正を含み、以下「外為法」といいます。)違反の事実がないこと、説明、それを判断するに足る情報がないことから、外為法違反の事実がないとする理由につき具体的に説明いただき、それを証明する資料を開示いただきたいこと。
- ・対象者は、外為法上のいわゆる事前届出業種を営んでいるため、本公開買付けの実施に際して、外為法上の事前届出を行う必要があるものと考えられるが、その予定の有無につき回答してほしいこと。

公開買付者グループは、2020年3月16日、公開買付者の親会社であるオフィスサポートを差出人として、対象者に対して本公開買付け開始後7通目(電子メールを含めて合計23通目)の書簡(以下「3月16日付書簡」といいます。)を送付しました。3月16日付書簡において、オフィスサポートは、対象者に対して、大要、以下のように伝えました。3月16日付書簡の詳細は、オフィスサポートが同社ホームページで公開した2020年3月16日付の公開文書又は対象者が同社ホームページで公開した同日付の公開文書をご参照ください。

- ・公開買付者グループは、法令遵守が最も重要であると考えており、外為法を違反する意図も、メリットもないこと。
- ・対象者の質問は、事実と反する前提のものであり、個別に回答する必要はないと考えていること。
- ・公開買付者グループに関する不当な印象操作はやめて頂きたいこと。
- ・最も重要なことは、対象者が持続的な企業価値向上、株主価値向上を実現することであると考えること。

公開買付者グループは、2020年3月16日、公開買付者の親会社であるオフィスサポートを差出人として、対象者に対して本公開買付け開始後17通目(書簡を含めて合計24通目)の電子メール(以下「3月16日付電子メール」といいます。)を送付しました。3月16日付電子メールにおいて、オフィスサポートは、対象者に対して、大要、以下のように伝えました。3月16日付電子メールの詳細は、オフィスサポートが同社ホームページで公開した2020年3月16日付の公開文書をご参照ください。

- ・3月13日付対象者質問状は、対象者のアドバイザーによって作成されているものと思料しており、対象者経営陣がご自身で株主に向き合っていないことは残念であること。
- ・公開買付者グループは、対象者との建設的な対話を望んでいること。3月13日付け対象者質問状によれば、対象者は、公開買付者との対話について、訂正公開買付届出書の内容を確認した上で実施タイミングを検討したいとのことであり、公開買付者グループは訂正届出書の提出のプロセスを進めているものの、訂正公開買付届出書のドラフト作成、当局への当該ドラフトの提出及び事前確認、その後の本提出といった諸手続は概ね1週間程度要することが予想されること。現時点での重要な状況を全て訂正公開買付届出書に反映しなければ公開買付者グループとの対話ができないとの意向であるならば、公開買付期間中は対話が困難となること。コーポレートガバナンス・コード基本原則5【株主との対話】に則り、建設的な対話を行い、その対話の結果を含めて訂正公開買付届出書に記載することが合理的ではないかと考えていること。

- ・3月12日付対象者質問状を拝領した際の対象者電子メールにおいて、「御社〔注：オフィスサポートと当社〔注：対象者〕の対話につきまして、TOB〔注：本公開買付け〕が撤回されているわけでもなく、現状の書簡のやり取りを踏まえると建設的な対話ができるとは思えませんので、お申し出につきましてはお断りいたします。」と記載されており、対象者の本来の意向としては、訂正公開買付届出書の提出如何にかかわらず、本公開買付けを撤回するまでは、公開買付者グループとは対話の機会を設けることを拒否しているということなのか確認したいこと。
- ・公開買付者グループは、これ以上対象者との対立を継続させることは望んでおらず、また対立が激化することは対象者の他株主の皆様株主価値向上にも繋がらないと考えていること。
- ・建設的な対話の場を設けていただくよう強く要望すること。

公開買付者グループは、2020年3月17日、公開買付者の親会社であるオフィスサポートを差出人として、対象者に対して本公開買付け開始後8通目(電子メールを含めて合計25通目)の書簡(以下「3月17日付書簡」といいます。)を送付しました。3月17日付書簡において、オフィスサポートは、対象者に対して、大要、以下のように伝えました。

- ・最近の対象者の株価は株価純資産倍率(PBR)0.5倍程度と大変割安に推移していること。
- ・対象者が保有しているニューフレア株式の売却代金を含めた現預金及び投資有価証券は約500億円程度であり、対象者時価総額(2020年3月17日前場終値ベースで約583億円)とほぼ同等の水準であること。
- ・対象者が2020年2月4日に発表した中期経営計画について、対象者から具体的な対話の機会を設けて頂けない中、公開買付者が2020年3月6日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書において、公開買付者グループが考える対象者の適正な自己資本の水準を踏まえ、対象者のROE向上の観点から、まずは対象者が保有するニューフレアテクノロジー株式の売却キャッシュフローの内、特別配当を除く約120億円以上の金額を余剰資金として株主の皆様へ還元していただきたい旨の提案をしているが、昨今の情勢のもと、対象者の株価が割安に推移している今こそ、ROEを向上させ、全株主のための株主価値向上のための施策を実施する適切な機会と捉え、株主の皆様への余剰資金の還元を早急に決定していただくことを、改めて強く要請すること。
- ・対象者の株価が極めて割安に推移している現状を踏まえ、株主の皆様への余剰資金の還元の方法については、特別配当を除く約120億円以上の金額を取得価額の総額とする自己株式取得の方法によることを要望すること。
- ・公開買付者グループは、本公開買付けの実施を機に、対象者経営陣の皆様が企業価値及び株主価値に対する責任を真摯に捉え始めたことを評価していること。
- ・公開買付者グループは、コーポレートガバナンス・コード基本原則5〔株主との対話〕に則り、対象者との建設的な対話を望んでおり、対話の機会を設けていただきたいと再三に渡り要請していること。

公開買付者グループは、2020年3月18日、対象者より3月18日付対象者書簡を受領しました。3月18日付対象者書簡には、大要、以下の質問が記載されておりました。

- ・3月17日付書簡を確認し、公開買付者グループは、対象者が約120億円の自社株買いの取締役会決議がなされた場合には、場合によっては新買収防衛策に係る臨時株主総会の開催を待つことなく、本公開買付けを撤回すると読めるが、そうであるならば、本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書をもって開示してほしいこと。
- ・新買収防衛策に係る臨時株主総会で、本付議案が可決された場合は、本公開買付けを撤回する旨を開示された3月6日付の公開買付届出書の訂正届出書以降、3月9日付書簡で、公開買付者グループが対象者に対する議決権保有割合を3分の1程度まで低下させる可能性に言及した書簡を受領してから、本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書の提出がないことが、金融商品取引法に反していると考えているが、仮に対象者において約120億円の自社株買いの取締役会決議がなされた場合には、新買収防衛策に係る臨時株主総会の開催を待つことなく、本公開買付けを撤回するというものであるならば、その旨も、本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書をもって開示してほしいこと。

・仮に対象者による約120億円の自社株買いがなされる場合、オフィスサポートとエスグラントコーポレーションは、当該自社株買いに応じてその保有する対象者株式を全て売却する意向があるか否かが書簡で触れられていないが、かかる意向があるか否かは株主の利害に直接関係すると考えるので、かかる意向の有無につき至急回答の上、直ちに対外的に開示してほしいこと。

また、3月18日付対象者書簡を受けて、公開買付者は、2020年3月18日、対象者において新買収防衛策に係る臨時株主総会の開催日である2020年3月27日より前に約120億円以上の自己株式取得の取締役会決議がなされた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の事情が生じたことを条件として本公開買付けを直ちに撤回する旨を決定いたしました。

そして、同日、本公開買付けの特別関係者であるオフィスサポートとエスグラントコーポレーションは、新買収防衛策に係る臨時株主総会の開催日である2020年3月27日より前に、対象者による約120億円以上の自己株式取得がなされる場合、その保有する対象者株式について対象者から売却の要請があり、かつ、その条件が合理的であって、その保有する対象者株式を売却することが対象者の株主価値向上に資すると判断したときは、対象者との協議に真摯に応じることを決定いたしました。

上記決定後に、公開買付者グループは、公開買付者の親会社であるオフィスサポートを差出人として、対象者に対して本公開買付け開始後9通目(電子メールを含めて合計26通目)の書簡(以下「3月18日付書簡」といいます。)を送付しました。3月18日付書簡において、オフィスサポートは、対象者に対して、大要、以下のように伝えました。

- ・本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書のドラフトを関東財務局に提出し、訂正届出書のドラフトを現在作成中であり、当該ドラフトの中で議決権保有割合を3分の1程度まで低下させる可能性に言及した書簡の内容も引用していること。
- ・3月18日付対象者書簡を受け、本公開買付けに係る決定内容及び本書簡〔注：3月18日付書簡〕の内容を加筆した本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書のドラフトを現在作成し、届出の準備を行っていること。
- ・本公開買付けに係る決定内容としては、3月18日付対象者書簡を受け、本日、公開買付者において、対象者取締役会が約120億円以上の自己株式取得の決定をされた場合は、対象者の株主価値向上にとって大きな成果であり、本公開買付けの目的を達したものと評価し、新買収防衛策に係る臨時株主総会の開催を待つことなく、それが本公開買付けの撤回事由に該当することを条件として直ちに本公開買付けを撤回することを決定した旨を本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書のドラフトに記載していること。
- ・オフィスサポート及びエスグラントコーポレーションは、対象者による約120億円以上の自己株式取得の決定がなされる場合、その保有する対象者株式について対象者から売却の要請があり、かつ、その条件が合理的であって、その保有する対象者株式を売却することが対象者の株主価値向上に資すると判断したときは、対象者との協議に真摯に応じる所存であること。その旨も、関東財務局に本日提出した本公開買付けに係る公開買付届出書の訂正届出書のドラフトに記載する予定であること。

<後略>

(3) 本公開買付け成立後の株券等の追加取得の予定

(訂正前)

公開買付者グループは、本公開買付けによって公開買付者グループが所有する対象者株式の数の合計が10,576,200株に満たなかった場合には、本公開買付けの公開買付期間の終了後に、当該株式数と本公開買付けにより買い付けた対象者株式の数の差の範囲で、対象者株式を追加取得することを予定していますが、具体的な時期や方法については、現時点では未定です。

(訂正後)

公開買付者グループは、本公開買付けによって公開買付者グループが所有する対象者株式の数の合計が10,576,200株に満たなかった場合には、本公開買付けの公開買付期間の終了後に、当該株式数と本公開買付けにより買い付けた対象者株式の数の差の範囲で、対象者株式を追加取得することを予定していますが、具体的な時期や方法については、現時点では未定です。そして、公開買付者グループは、対象者との協議により双方が納得する条件で合意に至ったときは、オフィスサポート及びエスグラントコーポレーションの保有する対象者株式を処分する場合がございますが、現時点で決定した事実はなく、具体的な時期や方法についても、現時点で未定です。

II 公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて、2020年3月19日付で「公開買付開始公告の訂正の公告」の電子公告を行いましたので、本書に添付いたします。